

成年(オトナ)になったら・・・ 「契約」には十分な注意を!!



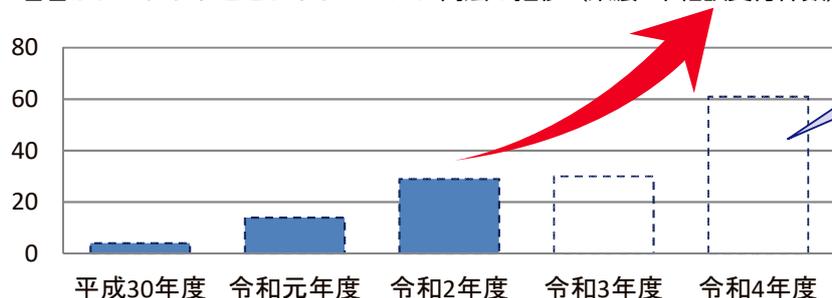
「契約」とは?

「ください (申込み)」と「わかりました (承諾)」で成立します。つまり、口約束でも契約は成立します。そして、契約すると、その内容に法的に責任を持つことになります。責任を持つとは、権利と義務が生じ、一方的に契約をなかったことにすることはできません。

新成人の皆さんご用心!

社会的経験の少ない若者を保護するために、親の同意なしで契約した未成年の契約は、「未成年取り消し」として、原則、取り消すことができます。今回の改正により、18歳、19歳の若者がその対象からは外れます。しかし、社会経験が少ないことに変わりありません。一方的に契約を取り消すことができない「新成人」を悪質業者は狙っています。

若者がターゲットとされやすいマルチ商法の推移 (東濃3市相談受付件数)



2022年にオトナの基準が18歳になると、さらに多くの若者がトラブルに巻き込まれる?



一度契約してしまった後でも契約の取り消しができる場合があります

◆クーリング・オフによる取り消し

訪問販売や強引な電話勧誘などで契約をしてしまったときは、期間内であれば無条件で解除できる制度です。

◆事業者が悪質な勧誘を行った場合等、契約を取り消せる場合があります

トラブルで困ったら、一人で悩まず消費生活相談窓口にご相談ください!!

各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 予約制

相談料 / 無料
予約 / 住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月~金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。